

新荒尾市民病院整備に係る医療機器整備計画策定の
ための事前調査等業務公募型プロポーザル実施要領

荒尾市民病院

1. 目的

荒尾市民病院は、既存施設の建設から40年以上が経過し、老朽化・狭隘化が進んでいることから、「荒尾市民病院あり方検討会」での度重なる検討・審議を経て、平成26年8月に「荒尾市民病院建設基本構想」が荒尾市において策定された。より具体的な施設要件を定める過程の中で、新病院の建設地を巡り様々な議論が行われ、約3年もの時間を要したわけであるが、その他の内容についても時点修正を行い、平成30年6月に「荒尾市民病院建設基本計画」を策定したところである。

基本構想・基本計画を実現した新病院の開設に向け、新たな医療機器等の調達及び既存移転に関する幅広い知識と高い専門能力を有した確かな課題分析及び解決を図ることができるコンサルタントの支援を受けることにより、病院機能が最大限発揮されるような医療機器整備を行い、円滑に新病院建設業務を進めることを目的とし、当該業務を事業者へ委託するに当たり、その事業者を本要領に基づき、公募型プロポーザル方式により選定するものである。なお、本業務終了後においても新病院建設業務は継続していくものであり、当然専門的な知識等を要求される業務が発生するものと考えられるため、本業務を受託したコンサルタント等が今後の新病院建設業務に係る発注等に参加することを妨げないものとする。

2. 業務概要

- 2.1 業務名称 新荒尾市民病院整備に係る医療機器整備計画策定のための事前調査等業務
- 2.2 業務内容 医療機器等整備計画策定のための現有機器調査等業務委託
(別に示す要求水準書を参照)
- 2.3 契約上限価格 300万円(消費税及び地方消費税8%含む。)
- 2.4 履行場所 熊本県荒尾市荒尾2600番地 荒尾市民病院
- 2.5 履行期間 契約締結日から平成31年3月31日

3. スケジュール

	手 続	日 程
1	公告	平成30年10月18日(木)
2	参加資格確認申請書等の配布	平成30年10月18日(木)
3	参加表明書等及び質問書の受付期間	平成30年10月18日(木)～24日(水)
4	参加資格確認申請書等の提出期限	平成30年10月24日(水)
5	質問書への回答	平成30年10月26日(金)頃
6	参加資格等要件確認結果の通知 提案書提出要請通知書の通知	要件確認が終了した事業者へ随時実施
7	提案書・必要書類等の提出期限	平成30年11月2日(金)
8	プレゼンテーション及びヒアリングによる評価	平成30年11月7日(水)
9	特定・非特定 選定結果通知	平成30年11月上旬
10	契約交渉及び締結	平成30年11月上旬から中旬

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。なお、提案書提出要請通知書の発送後に、荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱(以下「要綱」という。)第 11 条第 1 項に該当することとなった者は、当該提案参加資格を取り消すものとする。

- 4.1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(同令第 167 条の 11 において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。
- 4.2 業務等に対応する営業種目について荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱(平成 24 年告示第 60 号)第 5 条第 1 項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。ただし、応募時に入札参加資格者名簿に登録されていない場合であっても、広く提案を求める必要があることから、荒尾市競争入札等参加資格審査申請に準じた手続きのうえ、承認を経ることで参加することも認める。
- 4.3 荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 7 年告示第 37 号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- 4.4 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱(平成 24 年告示第 36 号)第 3 条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- 4.5 国税および地方税を滞納していないこと。
- 4.6 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続中でないこと。
- 4.7 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 4.8 平成 20 年 4 月以降に、許可病床数 200 床以上の医療機関において、同様の業務実績が 3 件以上あること。

5. 応募、審査等の手順

5.1 実施要領等交付

次のとおり、業務委託実施要領、要求水準書、その他提出様式を交付する。

5.1.1 交付期間

平成 30 年 10 月 18 日(木) から平成 30 年 10 月 24 日(水)
午前 9 時から午後 4 時まで ※ ただし、土、日、祝日は除く

5.1.2 交付場所

〒 864-0041
熊本県荒尾市荒尾 2600 番地
荒尾市民病院 経営企画課
電話 0968-63-1115
FAX 0968-63-1189

なお、荒尾市民病院ホームページにて必要書類はダウンロード可能となっている。

5.2 応募を希望する者は、参加資格確認申請書、その他必要書類を提出すること。

5.2.1 提出書類

- ① 参加資格確認申請書（資格審査_様式第1号）
- ② 会社概要書（資格審査_様式第2号）
- ③ 業務実績書（資格審査_様式第3号）
- ④ 業務実施体制書（資格審査_様式第4号）
- ⑤ 配置予定者調書（統括責任者）（資格審査_様式第5号-1）
- ⑥ 配置予定者調書（主たる担当者）（資格審査_様式第5号-2）
- ⑦ 配置予定者調書（担当者）（資格審査_様式第5号-3）
- ⑧ 誓約書（資格審査_様式第6号-1）
- ⑨ 役員名簿（資格審査_様式第6号-2）
- ⑩ 見積書（様式自由）

5.2.2 受付期間

平成30年10月18日（木）から平成30年10月24日（水）まで

※ただし土、日、祝日を除く、午前9時から午後4時

5.2.3 提出場所

荒尾市民病院 経営企画課

5.2.4 提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加資格確認申請書を作成のうえ、その他必要書類を添付し、持参または郵送すること。郵送の場合は、受付期間の終了日までに当院へ到着するよう手配すること。

5.3 参加資格審査結果通知

参加資格確認申請書の提出があった応募者については要件確認を行い、結果を通知する。

5.4 質問

5.4.1 質問の受付

資格審査及び実施要領、要求水準書等についての質問は質問書（様式第9号）を用いて、電子メールのみ受け付ける。なお、質問を送信する際の電子メールの件名は「質問書（医療機器整事前調査プロポ）」とする。

（経営企画課メールアドレス arahos-kei@city.arao.kumamoto.jp）

5.4.2 質問の受付期間

平成30年10月18日（木）から平成30年10月24日（水）まで

5.4.3 質問への回答

回答については、平成30年10月26日（金）までを目途にホームページに掲載する。

5.5 辞退

提案書提出要請通知書を交付された者が以降の参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届（様式第2号）」を持参又は郵送にて提出すること。

5.6 提案書作成要領

5.6.1 提案書の内容

- ①提案書は別添「要求水準書」の内容を踏まえたうえで、提案書（様式第4号）を作成すること。
- ②個別の内容については、5.9に示す評価項目について委託者の評価が可能な様式であること。
- ③提案書は各ページA4版を基本とするが、図表等については別サイズも可とする。
- ④提出書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ⑤提出された全ての書類は本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- ⑥提案書の作成等に関して質問がある場合は、質問書（様式第9号）を用いること。

5.6.2 提出期限

平成30年11月2日（金）午後4時までとする。

5.6.3 提出場所

提出先は荒尾市民病院・経営企画課とする。

5.6.4 提出方法

作成部数は8部とすること。

提出方法については持参又は郵送必着。電子メールは不可とする。

郵送で書類が到着したときには、提案者に対して書類が到着したことを個別に連絡するものとする。

5.7 プレゼンテーション及びヒアリングによる評価

5.7.1 提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。

5.7.2 実施日時 平成30年11月7日（水）

提案者へ改めて通知する。

5.8 審査

病院事業管理者が設置する評価委員会で、最優秀提案事業者の候補者を特定する。評価委員会においては審査を行い、提案書の技術評価及び価格評価に基づき順位決定を行う。なお、提案者が1者又ははない場合については、評価委員会においてプロポーザルの続行又は中止について協議し決定する。

5.8.1 評価委員の構成

委員長 委員の中から互選で選出

委員 ア 院長、副院長、診療部長

イ 当該業務等に関連する部課長等の職員

以上から5人以上をもって構成する。

5.8.2 参加資格を得たものは、提案書等を作成の上、荒尾市民病院経営企画課へ提出すること。なお、提出された提案書に基づき、評価委員会にて、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングによる評価を実施し、提案内容を含めて総合的に審査する。その後、評価委員会で審査した技術評価点と、提案価格で審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。病院事業管理者は評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。なお、技術評価点と提案価格の評価基準は9（評価点）：1（提案価格）とし、下記の計算方法により算出する。

$$\text{評価基準点} = \frac{\text{評価点}}{100} \times 90 + \frac{\text{最も安い価格}}{\text{参加者の提案価格}} \times 10$$

※同点の場合は、プロポーザル評価委員会により協議等を行い、実績等を加味のうえ、最優秀提案事業者の候補者を特定する。

5.9 評価項目

- 5.9.1 業務実績
- 5.9.2 業務実施体制
- 5.9.3 作業スケジュール
- 5.9.4 専門的知識・能力
- 5.9.5 企画提案力
- 5.9.6 見積価格

5.10 結果の通知

審査結果については、文書で通知する。

なお、当院ホームページにも掲載する。

6. その他

- 6.1 応募に関し必要な経費は、応募者の負担とする。
- 6.2 提出された書類は返却しないこととする。